

家畜商必携

家畜商のための 食品の安全・安心の確保に 関する基礎知識



1

家畜商も食品の安全性確保の責任者です。

平成15年に「食品安全基本法」が制定され、農林水産物の生産から食品の販売に至る各段階において、食品の安全性確保への積極的な取り組みが求められています。

家畜商の多くの方は、と場に出荷したり、肥育しているかと思いますが、食品生産を行う事業者として、自らが食品の安全性確保への責任者であることを認識し、安全な食品の生産に努める必要があります。

 食の安全性の確保には、生産資材の使用規制を遵守することが大切



生産資材の使用規制



農薬

食用農作物等に農薬を使用するときは、表示事項を遵守しなければならない。

飼料・飼料添加物

対象家畜等が表示されている飼料は、当該家畜等以外への使用禁止
抗菌性物質飼料添加物を含む飼料はと殺する前7日間の牛等への使用禁止

動物用医薬品

対象動物以外への使用禁止
対象動物種に応じた用法・用量の遵守
使用禁止期間の遵守

社団法人 日本家畜商協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16

TEL : 03-3297-5545 FAX : 03-3297-5548

2

食の安全・安心確保のため、家畜商に何が求められているのでしょうか。

- 都道府県が実施する畜水産食品の残留物質モニタリング検査で、抗菌性物質等が検出されています。



◆国産畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査結果

	牛肉	豚肉	鶏肉	鶏卵	乳	蜂蜜	魚類等	計
18年度 検査件数 違反件数	2,763	4,066 2	1,767	685	381	193	653	10,508 2
17年度 検査件数 違反件数	1,797	4,558 5	1,909	719	444	205 1	703	10,335 6
16年度 検査件数 違反件数	1,729	4,095 2	2,019	695 1	384	190 1	641 1	9,753 5

* 検査件数は、各項目での最大検体数の和を示す。

！ 生産資材の使用基準を遵守し、使用後の記帳と保存を励行しよう

- 食品規格に適合した食品を生産するためには、生産資材（農薬・飼料・飼料添加物・動物用医薬品）に設定されている使用基準の遵守が重要です。また、生産資材を使用した場合は、記録と保存が求められています。生産資材の使用基準を理解しよう。



農薬の使用基準

農薬は、農作物に残留基準値以上の残留を防止するため、農薬の種類ごとに、その使用の時期その他の事項について、農薬の使用基準が定められています。

■農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（要約）

- ①農薬使用者は、農薬を使用するときは、表示事項を遵守しなければならない。
- ②農薬使用者は、農薬を使用したときは、帳簿に記載するように努めなければならない。

飼料・飼料添加物の使用基準

飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産されることを防止するため、飼料の使用基準が定められていますので、飼料の使用の禁止措置を遵守することが必要です。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（要約）



【飼料一般の使用の方法の基準（抜粋）】

- 一 有害物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある飼料は、使用してはならない。
- 二 表示の基準に基づき対象家畜等が表示されている飼料は、当該家畜等以外の家畜等に対して使用してはならない。
- 三 抗菌性飼料添加物を含む対象飼料は、搾乳中の牛又は産卵中の鶏若しくはうずら並びに食用を目的としてと殺する前7日間の牛、豚、鶏・うずらに使用してはならない。
- 四 表示の基準に基づき使用上の注意事項が表示されている飼料は、当該使用上の注意事項を遵守して使用しなければならない。
- 五 同一効能を有する抗菌性飼料添加物を2種以上含む飼料は、使用してはならない。また、同一効能を有する抗菌性物質飼料添加物を含む飼料を併用してはならない。
- 六 飼料は、使用後に次に掲げる事項を帳簿に記載して保存するよう努めなければならない。

- (一) 当該飼料を使用した年月日
- (二) 当該飼料を使用した場所
- (三) 当該飼料を使用した家畜の種類
- (四) 当該飼料の名称
- (五) 当該飼料の使用量
- (六) 当該飼料を譲り受けた年月日及び相手方の氏名又は名称



動物用医薬品の使用基準

畜水産物への残留を防止するため、抗菌性物質等の動物用医薬品は、動物用医薬品の使用の規制に関する省令により、使用できる対象動物、用法・用量、使用時期等が定められています。使用者は、食品の安全性確保のため、これを遵守する必要があります。



使用者が遵守すべき基準の一例

この動物以外に使用してはならない。

この用法・用量で使用しなければならない。

この期間以外で使用してはならない。

医薬品	使用対象動物	用法及び容量	使用禁止期間
アスポキシシリンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前5日間又は食用に供するために搾乳する前36時間
	豚	1日量として体重1kg当たり5mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
硫酸アブラマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚（生後4月を超えるものを除く。）	飼料1t当たり100g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

獣医師の使用の特例



獣医師は、使用基準以外で使用することができますが、この場合には、対象動物の所有者等に対し、出荷制限期間を出荷制限期間指示書により指示し、医薬品が生産物に残留しないようにしなければなりません。

帳簿の記載

使用規制対象医薬品を使用したときは、使用した年月日、場所、対象動物の種類、頭羽尾数、特徴、医薬品の名称、用法及び用量、出荷できる年月日を帳簿に記載するように努めなければなりません。

出荷制限期間指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は管理者の住所及び氏名

獣医師の住所

氏名

印

動物用医薬品の使用の規制に関する省令第4条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 指示に係る動物の種類及び頭数
2. 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴
3. 指示年月日及び出荷制限期間

3

食の安全性確保のための規制措置を認識しよう

！ 食の安全・安心確保のための農薬・飼料・飼料添加物・動物用医薬品の使用制限は食品規格に適合させるための措置であることを認識しよう

食の安全性を確保する対策として、平成15年に食品衛生法が改正され、平成18年5月からポジティブリスト制度が導入されています。

“ポジティブリスト制度”とは

家畜等に投与した動物用医薬品等が食品中に残留する場合、その食品を摂取した人の健康に影響を与える可能性があります。これまで一部の動物用医薬品等のみ残留基準値が設定され、残留基準値が未設定の動物用医薬品等が食品中に残留しても、原則その食品を販売禁止にできませんでした。このため、平成15年に食品衛生法が改正され、残留基準を全ての動物用医薬品等に設定し、**一定の量を超えて動物用医薬品等が残留する食品の販売を原則禁止する制度**が導入されました。平成18年5月から施行されました。

食品中の残留基準

食品の成分に係る規格（残留基準）が定められているもの（制度の施行時：799物質）

残留基準を超えて動物用医薬品等が残留する食品の販売等を禁止

食品の成分に係る規格（残留基準）が定められていないもの（一律基準を適用）

一定量を超えて動物用医薬品等が残留する食品の販売等を禁止

残留食品を摂取しても人の健康を損なうおそれがないことが明らかな物質（制度の施行時：65物質）

ポジティブリスト制度の対象外

（注）基準値が定められていない抗菌性物質は、一律基準（0.01ppm）ではなく、「含有してはならない」が適用されています。

◆動物用医薬品の残留基準値例

食 品	残留基準値 (ppm)
牛の筋肉	0.1
牛の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.6
豚の筋肉	0.05
鶏の筋肉	0.05
乳	設定なし
鶏の卵	設定なし

基準値オーバー



一律基準値 (0.01ppm)

残留基準値は、食物を通じて人の口に入る動物用医薬品等の総量が一日の摂取許容量（人が生涯食べ続けても安全である量）を超えないような濃度を食品毎に定めたものです。この濃度を超えないように動物用医薬品等の使用が規制されています。

獣医師以外は、医薬品として承認を受けていない薬剤を使用することや使用基準の定められた動物用医薬品を対象動物以外、用法外又は用量外での使用は禁止されています。

食品衛生法違反とならないために

- 動物用医薬品や配合飼料の使用に当たっては、添付文書、表示事項をよく読んで適正に使用しよう。
- 動物用医薬品の最新の用法・用量、残留基準値の確認は、<http://www.jvpa.jp> にアクセスしよう。
- 飼料は、安全性の管理を行っている業者から購入すること。
- 飼料用作物の生産には、農薬の使用基準を遵守しよう。



使用基準等への質問は、次の事務所にお問い合わせ下さい。

●飼料関係

農林水産消費安全技術センター TEL : 050-3797-1857

●動物用医薬品関係

動物医薬品検査所 TEL : 042-321-1841